

平成 30 年 6 月 15 日

市内居宅介護支援事業者様

## 運営基準減算について（注意喚起）

日頃は本市介護保険行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、居宅介護支援につきましては、平成 30 年度介護保険制度改正において、その提供の開始に際し利用者へ一定の内容の説明を行うことが新たに義務付けられ、これに違反した場合に運営基準減算が適用されることとなっています。

この点につきましては、すでに関係通知や Q A によりお示しさせていただいているところですが、念のため、改めて周知させていただきますので、取り扱いに遺漏なきようよろしくお願いいたします。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算される。

※上記「説明」とは、文書を交付することによる説明を要します。したがって、口頭で説明をしたことを支援経過等に記録しているだけでは足りません。

※平成 30 年 3 月 31 日までに契約を結んでいる利用者については、4 月以降のケアプラン見直し時に文書を交付することにより説明をすることが望ましいです。

基準等につきましては本通知 2 枚目以降に掲載しておりますので必ずご確認ください。

平成 30 年 4 月以降、新たに契約した居宅介護支援について、現時点で文書を交付することによる説明ができていない事業者様におかれましては、早急に文書を交付して説明していただくとともに、過誤調整をしていただきますようお願いいたします。

（お問合せ）

名古屋市介護保険課指導係居宅担当  
電話：052-972-3087

## 【基準省令】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第4条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

## 【解釈通知】

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

1～2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

基準第4条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。

利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行う

に当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

(2)～(8) (略)

**【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について】**

第3 居宅介護支援費に関する事項

1～5 (略)

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が

解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2)～(4) (略)

7～9 (略)

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日)】

【居宅介護支援】

○ 契約時の説明について

問 131 今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、平成30年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

(答) 平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。

※上記Q&Aの対象は、平成30年4月までではなく平成30年3月31日までに契約を結んでいる利用者です。

平成30年4月中に契約を結んだ利用者については、次のケアプランの見直し時の説明では足りず、契約時に文書を交付することにより説明をすることが求められます。(厚生労働省に確認し、そのように回答を得ています。)